

【(一社)埼玉県トラック協会】

令和7年度 自動点呼機器導入促進助成金の

手続きについて

◎「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、
申請できない助成金

1. 助成対象期間

令和7年3月1日から令和8年2月末日までに契約もしくは利用開始し、令和8年3月4日(必着)までに実績報告書が届いたものとします。

* 助成対象額には、送料、消費税、クーポンやポイントで支払った額は含まれません。

2. 助成対象となる装置等(詳細は要綱の別表をご確認ください)

装置名	導入条件
自動点呼機器	国土交通省認定の自動点呼機器 ※全ト協の助成事業と併用可 (認定を受けた自動点呼機器一覧参照)

3. 申請期間

◎導入前、導入後申請の受付は令和8年1月16日までとなります。

◎導入前申請後の実績報告書の提出期限については、令和8年3月4日(必着)までとなります。

4. 注意事項

◎国土交通省認定の自動点呼機器が対象となります。

◎国や自治体からの補助金を受けた機器については、埼ト協への助成金申請はできません。

◎埼ト協の飲酒運転防止装置の助成と併用することはできません。

◎全ト協の「自動点呼機器・DX 導入促進助成金」と併用することができます。

※併用して助成を受ける場合は、全ト協の申請書類を合わせて埼ト協へ提出してください。

* 期間内であっても、予算に達した場合は受付を終了いたします。

12月～2月末日に導入予定の場合には、お早めに

様式2 導入前申請書をご提出いただき、予算の確保をお願いします。